埼玉県看護功労者知事表彰要綱

（目的）

第１条　この表彰は、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護師等」という。）としてその業務に励み、特に功労のあった者を表彰することにより、その功績をたたえるとともに、看護に対する県民の理解を深め、かつ、看護師等の意識の高揚を図ることを目的とする。

（対象）

第２条　知事は、看護師等として埼玉県内の地域保健医療の向上に尽くすとともに、他の模範となり、推奨するに足りると認められる者のうち、当該年の３月３１日において次に掲げる資格をあわせ備えた者を表彰する。

（１）県内において、保健師助産師看護師法第２条から第６条の各条中のいずれかに該当する業務（看護師等養成所の専任教員の業務を含む。以下同じ。）に従事していること。

（２）看護師等の免許取得後通算して２０年以上県内において看護師等の業務に従事していること。

（３）年齢が満５０歳以上であること。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、表彰を行わない。

（１）過去において、主として看護業務に関する功労により、叙勲、褒章、厚生大臣表彰又は知事表彰を受けている者

（２）刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く。）

（３）国家公務員

（４）埼玉県職員

（５）その他この表彰の目的にそぐわない者

（被表彰者の推薦）

第３条　別紙１の機関又は団体は表彰にふさわしいと思われる者を知事あてに推薦するものとする。なお、推薦に当たっては、被推薦者の所属長の承諾を得ること。

２　推薦は、次の書類を提出して行うものとする。

（１）埼玉県看護功労者知事表彰候補者推薦書（様式１）

（２）看護功労者功績調書（様式２）

（３）看護功労者履歴書（様式３）

（４）看護師等の免許の写し

（５）その他参考となる資料

３　看護功労者功績調書及び看護功労者履歴書の作成要領は、別紙２のとおりとする。

（被表彰者の決定）

第４条　知事は、推薦された者のうちから被表彰者を決定する。被表彰者の決定に当たっては、保健医療部内に設置する表彰調整会議の議を経るものとする。

（表彰の方法）

第５条　表彰は知事が表彰状を授与して行うものとする。

（表彰の時期）

第６条　表彰は原則として毎年１回行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか表彰に必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成元年６月７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成６年３月４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成９年３月３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１０年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１２年２月４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１３年１月９日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１４年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１６年２月１３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年１２月２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年１２月１９日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年１１月４日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年９月２９日から施行する。

別紙１

埼玉県看護功労者知事表彰における、被表彰者（保健師、助産師、看護師及び准看護師）を推薦する機関又は団体

市町村
保健所
埼玉県医師会
埼玉県看護協会
埼玉県助産師会
日本精神科看護協会埼玉県支部
埼玉県精神科病院協会
埼玉県訪問看護ステーション協会
埼玉県介護老人保健施設協会
埼玉県老人福祉施設協議会

別紙２

看護功労者功績調書及び看護功労者履歴書作成要領

（看護功労者功績調書）

１　「免許取得後の県内勤務年数」欄は、看護師等の免許取得後県内において看護師等の業務に従事した通算の年数（県内における初めての就業時から、当該年の３月３１日までの期間とし、途中離職していた期間は除く。）を月単位まで記入すること。

２　「功績内容」欄は、候補者の看護師等の業務における功績を箇条書により具体的かつ簡潔に記載すること。

３　「推薦理由」欄は、「功績内容」欄に記載した項目等について、その実績・評価等を具体的に記載すること。

４　「表彰歴」欄は、表彰年月日、表彰者、表彰事由について年次順に記入すること。ただし、永年勤続表彰は除く。

（看護功労者履歴書）

１　「経歴」欄には、期間、年数、事項、勤務先住所、職名、業務内容について年次順に記入すること。

２　保有している看護師等の免許の写し、その他参考となる資料を添付すること。